

公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施公告

佐野市地域包括支援センター運営業務委託について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和8年10月5日

佐野市長 金子 裕

1 業務概要

(1) 業務名

佐野市地域包括支援センター運営業務委託

(2) 業務内容

「佐野市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」に掲げる業務

(3) 履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

2 募集圏域及び提案限度額

①募集圏域及び提案限度額

本業務に関する募集圏域及び提案限度額は、以下のとおりとする。また、事業への応募にあたっては複数圏域への応募も可能とする。

募 集 圏 域	設置数	提案限度額
佐野、犬伏	1	182,412,000 円
植野、界、吾妻	1	141,588,000 円
堀米、旗川、赤見	1	141,560,000 円
田沼、田沼南部、栃本、田沼北部、戸奈良、三好、野上、新合、飛駒	1	115,078,000 円
葛生、常盤、氷室	1	104,544,000 円

②最低制限価格 無

3 提案書の提出者に要求される資格

包括的支援事業を適切、公平、中立かつ効率的に実施できる法人であって、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者、医療法人、社会福祉法人、NPO 法人、その他市長が適当と認める法人で、次の条件を満たすものとします。

①応募する圏域内に地域包括支援センターを設置できること。

②介護保険法（平成9年法律第123号）法第115条の22第2項の規定に該当しないものであること。

③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

- ④佐野市競争入札参加資格者氏名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤本市の市税の未納がないこと。
- ⑥応募法人の役員等は、佐野市暴力団排除条例（平成 23 年佐野市条例第 16 号）第 2 条第 4 項に規定する暴力団員でないこと。
- ⑦会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

4 提案内容の評価基準

- ①法人の概要
 - 法人理念、運営方針等
- ②法人の実績
- ③人材の確保
 - 専門職の確保、研修体制
- ④運営の基本理念
 - 役割の理解度、中立性・公正性の確保
- ⑤開設設計・準備
 - 運営に係る収支予算、開設に向けた準備・必要な設備等
- ⑥基本方針
 - 介護予防の意義・介護予防ケアマネジメントの理解・認識、総合相談支援事業の理解・体制、権利擁護事業の理解・体制、ケアマネジャー支援・地域ネットワークづくりの体制、地域課題把握、指定介護予防支援事業所としての方針・具体策
- ⑦実施体制
 - 苦情処理の対応・体制、個人情報の取り扱い、法人の管理運営体制、相談受付時間外における緊急連絡体制

5 手続き等

（１）説明書等の配布方法

- ①配布方法 応募者は、説明書等を佐野市のホームページからダウンロードすること。
(アドレス <http://www.city.sano.lg.jp/>)

- ②交付期間 令和 8 年 10 月 5 日（月）から 10 月 26 日（月）まで

（２）参加表明書の提出期限及び提出方法

- ①提出期限 令和 8 年 10 月 26 日（月）午後 5 時 15 分まで（必着）
- ②提出場所 5（４）に同じ
- ③提出方法 持参または郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」、「簡易書留」、「特定記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。

持参による場合は、休日を除く、午前８時３０分から午後５時１５分までに提出すること。

(３) 提案書の提出期限及び提出方法

- ①提出期限 令和８年１２月７日（月）午後５時１５分まで（必着）
- ②提出場所 ５（４）に同じ
- ③提出方法 持参すること。休日を除く、午前８時３０分から午後５時１５分までに提出すること。

(４) 担当課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町１番地
佐野市健康医療部いきいき高齢課地域支援事業係
TEL 0283-20-3021（直通）
FAX 0283-21-3254
e-mail : chiiki@city.sano.lg.jp

６ その他

- (１) 本業務における契約保証金は免除する。
- (２) 契約書作成の要否：要
- (３) ヒアリングの有無：無
- (４) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は提案書は、無効とする。
- (５) 提案に対するプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。
- (６) 詳細は「佐野市地域包括支援センター運営業務委託プロポーザル実施要領」及び「佐野市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」による。